

令和7年度若手社会人向けライフデザインセミナー実施業務委託に係る
公募型プロポーザルに関する質問・回答

No	質問	回答
1	<p>・業務委託仕様書4(1)④中に「実施回数6回程度」と記載があるが、6回以上になる場合はあるか。想定される回数の上限はどの程度か。</p> <p>また、実施回数増(または減)による契約内容(金額)の変更はあるか。</p>	<p>・実施回数は、ライフデザインセミナーの実施を希望する企業等の申込状況により、変動する可能性があります。上限回数は現時点で6回を予定しています。</p> <p>また、実績に応じて契約内容(金額等)を変更することとなります。</p>
2	<p>・「県が主催する合同セミナー」は、会場は県が選び、講師は受託者が県と相談して決定するという理解でよいか。</p>	<p>・お見込みのとおりです。</p>
3	<p>・「県内企業等が主催するセミナー」は、県がセミナーを開催する企業等を選び、参加者はその企業の若手社員(複数企業が開催する場合はそれらの企業の若手社員)という認識でよいか。</p> <p>また、会場は企業内か、別の会場を借りて行い、講師については受託者が県と相談して決定するという理解でよいか。別の会場を借りた場合の会場使用料は受託者が支払うという認識でよいか。</p>	<p>・セミナーを実施する企業等は県が募集し、決定する予定です。参加者は申込みのあった企業等の若手従業員を想定しています。</p> <p>会場については、原則申込みのあった企業等内で実施する予定ですが、企業等の意向により別の会場で実施し、会場の使用料が発生する場合、その経費は実施する企業等が負担することを予定しています。</p> <p>講師については、受託者が県と相談し決定することとなります。</p>
4	<p>・「県内企業等が主催するセミナー」の候補企業は既に選定済みで、委託者が調整をすべて行われるという認識でよいか。</p> <p>また、対象となる企業が選定済みの場合、こういった属性の企業が多いのか。</p>	<p>・「県内企業等が主催するセミナー」は、本プロポーザル実施後に県が実施企業等を募集する予定です。現時点で実施企業等は決まっていません。</p>
5	<p>・セミナーの開催時期は具体的にいつ頃を想定しているか。</p>	<p>・「県が主催する合同セミナー」及び「県内企業等が主催するセミナー」の開催時期は募集期間を考慮し、令和7年8月上旬～令和8年1月末の期間での実施を予定しています。</p>
6	<p>・「県が主催する合同セミナー」と「県内企業等が主催するセミナー」について、内容は変えても問題ないでしょうか。</p>	<p>・業務委託仕様書4(1)②アに記載されている内容であれば、それぞれ内容を変更しても差し支えありません。</p>
7	<p>・業務委託仕様書5(3)中に「成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、委託者が保有するものとする。」とあるが、成果物の範囲はどこまでか。</p> <p>・受託者が保有するコンテンツを提供する場合は著作権等の移転はあるか。</p>	<p>・成果物の主なものとして、ライフデザインセミナー実施に係るセミナー資料やアンケート、業務委託実績報告書等を想定しています。委託業務仕様書5(4)に記載のとおり、受託者が保有するコンテンツを含め、著作権を委託者に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に県に申し入れを行い、了解を得てください。</p>